

FirstGlobal メッセージ

siesta

2022.9月号 vol.230

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

F G C 社会保険労務士法人

代表取締役 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

二刀流

今、「二刀流」といえば、野球にお詳しい方でなくとも、エンゼルスの大谷翔平選手（投手）を、全員と言っていいぐらい、思い起こすのではないのでしょうか？ただ、メディアなどを見ていると、何かといえばなんでもかんでも「二刀流」と名付けている気もします。これは二刀流と呼んでいいのかわかりませんが、政府も二刀流を推奨し始めています。具体的には「兼業・副業」です。多くの会社では、基本的には、副業禁止を就業規則に謳い、もし社員が許可なく副業・兼業をしていることが発覚すれば、懲戒処分としているケースはまだ多いと感じます。ただ、いわゆる働き方改革の一環で、残業時間が抑制されたり、週休3日制、テレワークなど働き方の多様化が進んでいく中で、また人手不足などで兼業・副業を認める機運は今後どんどん高まっていくと思われます。しかし、実情は、兼業・副業を認めるにあたって色々な意味でしくみが整っていません。2021年7月にガイドラインが出ていますが、旧ガイドラインから大幅に内容は変わっていません。結論から申し上げますと本業以外の「労働時間管理等」「健康管理」「労災保険の給付」といった項目の把握が「本業先」でも求められます。前提として、本業先と副業・兼業先との労働時間を通算しますので、副業先での労働時間はすべて「残業時間」という解釈となり、副業先は自社での本来の所定内の労働時間に対してすべて割増賃金の支払いが発生、という事態にもなりかねません。また企業機密漏洩、社会保険・労働保険の加入、労災の認定における会社の責任の所在など、徐々に明示されつつありますが、まだまだ明確になっていません。雇用保険は「マルチジョブホルダー制度」といって、65歳以上の方が複数事業所での勤務を合計して、被保険者の適用を受けることが可能となる制度がスタートしました。まだまだ勤務先に内緒でヒヤヒヤしながら副業をしている方がたくさんいらっしゃると思われますが、労使双方とも認め合った上で堂々と能力を発揮できる体制を構築していただきたいものです。いや、やらなあかんようになるでしょう。

< next >

大暑を過ぎましたが、酷暑が続いています。8月ももちろん夏ですが、大体朝晩は涼しくなってくるものなのですが、今年はそうでもなさそうです。テレビで見つけた、手ぬぐいを使った熱中症対策で、なんとか乗り切りたいと思います。